

四日市市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援金の交付に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 9 号

四日市市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援金の交付に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、原油価格及び電気代、ガス代、食材費を含む物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている介護サービス事業所等及び障害福祉サービス等事業所の負担軽減を図るために実施する支援金の交付に関し、必要な事項を定める。

(物価高騰対策緊急支援金の交付)

第 2 条 市長は、この規則に定めるもののほか、四日市市会計規則（昭和 3 9 年四日市市規則第 2 5 号。以下「会計規則」という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号）の規定により物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(交付対象者、交付対象経費及び交付の額)

第 3 条 支援金の交付対象者、交付対象経費及び交付の額は、交付対象者の事業に応じ、市長が要綱で定める。

(交付申請)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより交付申請を行わなければならない。この場合において、第 2 号及び第 3 号に掲げる申請方式は、第 1 号による申請が困難であると市長が認める場合に限り行うものとする。

- (1) オンライン申請方式 申請画面から申請者の名称及び所在地、担当者、申請額並びに振込先口座を入力し、三重県が行う介護サービス事業所・施設又は障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金に係る交付決定兼額の確定通知書（以下「県決定通知書」という。）及び振込先口座の確認書類をアップロードした後、電子申請する方法
- (2) 郵送申請方式 申請者が物価高騰対策緊急支援金交付申請書（以下「申請書」という。）、請求書及び県決定通知書の写しを郵送により本市に提出する方法
- (3) 窓口申請方式 申請者が申請書、請求書及び県決定通知書の写しを窓口で本市に提出する方法

2 前項の申請書及び請求書は、市長が要綱で定める。

3 申請書又は請求書の記載事項について訂正する場合は、会計規則第 6 条第 2 項及び第

3 項の規定にかかわらず、その部分に線を引き、正書しなければならない。この場合において、オンライン申請方式で申請した場合は、申請時の申請画面を用いるものとする。

4 請求書の申請者の名称欄については、会計規則第35条の規定にかかわらず、第1項第1号に規定するオンライン申請方式による場合に限り、押印を省略することができる。

5 申請受付開始日及び申請期限は、市長が要綱で定める。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき交付金額を確定し、その内容を、要綱で定める交付決定兼額の確定通知書により通知するものとする。

2 前項の決定に基づき支出の手続をする場合においては、会計規則第31条の規定にかかわらず、申請方式に応じて次の各号に掲げる書類を別に備えておくこととし、支出命令書には口座名義人、振込先口座情報及び金額の一覧データを添えるものとする。

(1) オンライン申請方式 申請画面の内容及び振込先口座の確認書類

(2) 郵送申請方式及び窓口申請方式 申請書及び請求書

3 市長は、第1項の交付決定をしたときは、申請画面又は請求書に記載された振込先口座へ振込を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 申請者から第4条第5項の規定により要綱で定めた申請受付期間内に第4条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、申請者が支援金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長が前条第1項の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責に帰すべき事由により物価高騰対策緊急支援金の申請ができなかった場合において、市が申請者に連絡及び確認に努めた上でなお第4条の規定により要綱で定めた申請受付期間内に補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、支援金の交付をした後、次の各号に掲げる事項に該当することが判明した者に対し、交付を行った支援金のうちそれぞれ当該各号に定める額の返還を求めるものとする。

(1) 市が金融機関に提出した振込データの不備その他申請者の過失なく第5条第1項の規定により交付決定を受けた額を超えた額の支援金の交付を受けた者 当該決定を受けた額を超えて交付を受けた額

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明した者 当該偽りその他不正の手段により交付を受けた額

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この規則は、第7条の規定を除き、令和7年9月30日限り、その効力を失う。

(健康福祉部介護保険課)